

弊社新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う当社の対応につきまして、お知らせいたします。
当社は、これからもお客様、お取引先、従業員の安全を最優先に、感染拡大防止に向けての予防対策並びに感染が疑われる場合、感染が確定した場合の対策について下記の通り実施してまいります。

1. 感染症予防対策

個人でできる感染症対策である手洗い・咳エチケット等の励行に加え、当面の間以下の対応を継続します。

- ① 公共交通機関での移動時（人混みが想定される場所）客先訪問時のマスク着用を必須とします。
- ② 社外からの帰社時の洗面所での手洗い、うがい、及び会社入出時の受付でのアルコール消毒を徹底します。
- ③ 社内在籍時にもマスク着用を行います。

2. 感染が疑われる場合の対策

- ① 発熱・咳等の症状があったとしても、通常の風邪によるものなのか、新型コロナウイルスによるものなのか等を見分けることができないため、入社前に風邪症状（発熱・咳等）がある場合並びに37℃以上の発熱がある場合には、自宅待機とし、勤務中に風邪症状を感じた場合（発熱・咳等）は、速やかに退社とします。
- ② その上で、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日以上続く者や、強いだるさや息苦しさがある者は「帰国者・接触者相談センター」（以下「センター」とします）に連絡しその指示に従います。
- ③ センターで相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触外来」を受診します。
- ④ 症状がセンターへ相談する基準に該当しない場合は、一般の医療機関を受診します。

3. 社員に感染が確定した場合並びに濃厚接触者と指定された場合の対応

- ① 保健所より感染者並びに濃厚接触者と指定された者は保健所の指示に従います。
- ② その他社員につきましては、該当日より14日間又は、該当社員が「陰性」と判断されるまでは、お客様への訪問は自粛させていただきます。
- ③ 事務所は、必要に応じ保健所に消毒法・消毒範囲を相談の上、速やかに消毒を行います。

4. 社員の同居家族が保健所より濃厚接触者に指定された場合

- ① 当該社員の同居家族に風邪症状が出た場合、従業員には風邪症状がない場合も原則14日間の「自宅待機」とします。
- ② 上記3. - ②と同様とします。

何卒ご理解のほど、宜しく願い申し上げます。